

平成29年度第1回 酒田市環境審議会

風力発電準備書に対する県知事からの意見照会について

1

平成29年5月31日（水）午後1時30分～2時
酒田市総合文化センター412会議室

2

本日の内容

- I. 今回の審議会の目的と進め方
 - ① 【目的】県知事からの意見照会
 - ② 進め方
 - ③ 今後の予定
- II. 一般的な事項
 - ① 酒田市環境審議会の役割
 - ② 議事及び議事録について
 - ③ 環境影響評価手続の概要
- III. 県営・十里塚風力発電事業について
 - ① 事業の概要
 - ② 経過及び今後の予定
 - ③ 意見交換のポイント（事務局案）

3

I 今回の審議会の目的と進め方

- ① 【目的】 県知事からの意見照会（別添）への対応
- ② 進め方
 - i. 2回に分ける（事業者説明勉強会、意見交換会）
- ③ 今後の予定
 - i. 5/31（本日）事業者からの説明（勉強会）
 - ii. 書面による事業者への質問（～6/7）
 - iii. 事業者からの回答
 - iv. 6/21 第2回環境審議会（意見交換）
（参考）6/22 酒田市景観審議会
 - v. 6/28 意見取りまとめ終了→6/30 県知事へ意見回答

4

II 一般的な事項

①酒田市環境審議会の役割

- 酒田市環境審議会の委員の構成（酒田市環境審議会条例第3条）

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 市民代表者
- (4) 経済関係者
- (5) 市職員

→環境の専門家というよりは、様々な視点からの意見

※専門性は、専門委員で補完

5

Ⅱ 一般的な事項

②議事及び議事録について

- i. 審議は公開
 - ・マスコミ及傍聴者
 - ・ただし、個人や企業の秘密にかかわるなどの事情がある場合は、非公開（会長と事務局で判断）
- ii. 議事要旨も公表
 - ・市ホームページなどで公表
公表の仕方～個人名は出さず、「委員」「事務局」と表記
（但し、情報公開請求をされた場合は、氏名のついた議事録が公開）
 - ・事前に委員の校閲を受けます

6

Ⅱ 一般的な事項

③環境影響評価手続の概要（1）

- 環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ**事業者自ら**が調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて**環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度**（環境省 環境影響評価支援ネットワークHPより）
 - （調査）事業予定地やその周辺の環境の現況を、既存資料の収集や現地調査などの方法によって明らかにすること
 - （予測）調査の結果を基に、事業の実施に伴う環境影響の程度を、数値計算や類似事例の引用などの方法によって明らかにすることです。
 - （評価）調査・予測の結果や環境保全措置の内容を基に、事業の実施に伴う環境影響が事業者の実行可能な範囲で回避・低減されているかどうかについての事業者の見解を明らかにすることです。

7

Ⅱ 一般的な事項

③環境影響評価手続の概要（2）

■ 住民参加の意義

人びとの精神面や快適性に関わる、景観や身近な自然とのふれあい、歴史的文化的価値のような個々の地域によって判断が異なる領域では、地域住民の判断も尊重されるべきである
（『環境アセスメントとは何か』原科幸彦）

8

Ⅱ 一般的な事項

③環境影響評価手続の概要（3）

※以下は、一般的な手続きで、今回の風力発電の手続きとは、多少異なります

I 戦略的環境アセスメント

①配慮書の手続き～事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討結果を伝える

II 事業アセスメント

②方法書の手続き～環境アセスメントの方法を伝える

③アセスメント（調査・予測・評価）の実施

④準備書の手続き～環境アセスメントの結果を伝える

⑤評価書の手続き～準備書に対する意見を踏まえて、必要に応じてその内容を修正したもの

⑥報告書の手続き～環境保全措置等の実施状況について伝える

・①配慮書、②方法書、④準備書 の手続きでは、住民等の意見を聴取

9

Ⅲ 県営・十里塚風力発電事業について

①事業概要

- 県営（要約書 p 2～）
八重浜集落の北西約 8 0 0 mの海岸
2,300kw × 3 基 = 6,900kw
- 市十里塚（要約書 p 5～）
十里塚集落の南西海岸
2,300kw × 3 基 = 6,900kw
- 【参考】環境影響評価法でアセスが義務付けられている規模は、10,000kw以上
⇒両事業とも10,000kw未満であるため、本来アセスは法的に義務付けられていないが、法手続きに沿った自主的にアセスを行うこととした

10

Ⅲ 県営・十里塚風力発電事業について

②経過及び今後の予定

(経過)	平成 2 4 年	8 月	事業計画発表
		1 1 月	市環境審議会・景観審議会合同研修会
	2 5 年	6 月	方法書手続き開始
		8 月	市環境審議会（方法書への意見）
(予定)	2 9 年	2 月	準備書手続き開始
		5 月	市環境審議会・景観審議会勉強会（本日）
		6 月	市環境審議会（意見交換）、市景観審議会 ⇒県知事に意見回答

11

Ⅲ 県営・十里塚風力発電事業について

②意見交換のポイント（参考）（1）

準備書の構成

- ① 項目名・・・何についての調査か（例：粉じん、騒音、動物．．．）
～基本的には、方法書で示された項目
- ② 調査・・・現地について、どのような調査を行ったか
（例：実際に粉じんの量を測定、市が行った騒音調査を使用）
- ③ 予測・・・どのような影響が出るか
（例：粉じんが〇〇くらい増える、騒音が△デシベル増える）
- ④ 環境保全措置の検討・・・どのような方法で影響を抑えるか
（例：散水する、低騒音型の機械を使う）
- ⑤ 評価・・・影響の有無や回避・低減についての**事業者の見解**

⇒環境の保全について最善が尽くされているか、事業者が自己評価したものが、準備書（評価書の下書き）、評価書。

12

Ⅲ 県営・十里塚風力発電事業について

②意見交換のポイント（参考）（2）

- 基本的には、自由に意見交換
⇒その中から環境保全に関するものを事務局で拾い上げて県知事あての意見をまとめる
- 県知事の要請事項
 - 立地の特殊性・・・「庄内海浜県立自然公園」「最上川河口鳥獣保護区（国指定）」ほか
 - 準備書に対する意見・・・準備書に書いてあることについて
 - 環境保全の立場・・・環境にとってどうなのか（事業性や経済性などについてではなく）
- 事業者の見解について
 - 影響が無いとされている事項でも、事業者の調査や評価は正しいか？
 - 可能な限り回避・低減がなされているのか？

⇒本市の環境にとって、好ましいのか？許容されうるのか？
（施設の性質上、未来永劫にわたって存続される）